

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ
交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会
合同会議（第 22 回）

日時 令和 6 年 1 月 26 日（金）10：01～10：55

場所 オンライン開催

1. 開会

○事務局

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会、電力・ガス事業分科会、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会、洋上風力促進ワーキンググループの第 22 回と、それから、交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会第 26 回の合同会議を開催します。

皆様、本日もご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、片石委員、それから菊池委員、石原委員がご欠席でございます。

議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たりまして、ご出席いただいている委員の皆様にご 3 点お願いです。

1 点目です。委員会中、ビデオをオフの状態でご審議いただきますよう、お願いします。発言されるとき以外は、マイクをミュートの状態にさせていただきますよう、お願いします。

2 点目です。発言を希望される際は、T e a m s の会議の手挙げ機能、これを活用して合図いただければと思います。

3 点目です。通信のトラブルが生じた際には、まず事務局にメールを入れていただきますよう、お願いします。改善が見られない場合は、事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局からご連絡をいたします。

その他、もし何かご不明点などがございましたら、事前に事務局より連絡をしておりますメールアドレスまでお知らせください。

それでは、これからの議事進行について、山内座長にお願いいたします。山内先生、よろしく願いいたします。

○山内座長

はい、承知しました。山内と申します。よろしく願いいたします。

これから会議を始めますけれども、まず、一般傍聴について。本日の合同会議の一般傍聴については、インターネット中継による視聴方法により行うこととさせていただきます。

本日の合同会議では、洋上風力のE E Z展開に向けた残る論点への対応の方向性案について、これの検討を行いたいと思います。

それでは、まず初めに、事務局より本日の資料について、ご確認いただけるかと思います。よろしくお願いします。

○事務局

はい、承知しました。インターネット中継でご覧の皆様は、経済産業省もしくは国土交通省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。

本日の配付資料ですけれども、一覧にありますように、議事次第、それから委員名簿、資料1としまして、洋上風力発電事業者の公募開始についてと、それから資料2としまして、論点ですね、残る論点と対応の方向性案についてというものをご用意しております。

2. 説明・自由討議

○山内座長

はい、よろしゅうございますかね。ありがとうございます。

それでは、次第に移りたいと思います。まずは、事務局から資料1の報告事項がございますので、これについてご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局

はい、承知しました。それでは、資料1でございます。今投影をしておりますけれども、これは、今年の1月19日、ちょうど1週間前ですけれども、1月19日にプレスリリースをしたものでございます。

これは、再エネ海域利用法に基づいて、従来から実施しております発電事業者の公募に関するものでして、1月19日からちょうど6か月後の7月19日までの間ということで、青森県沖の日本海南側、それから山形県遊佐町沖、この2海域についての公募を開始しましたということでプレスリリースをしております。

いわゆるこれが第3ラウンド公募になりますけれども、この2海域を合せまして、系統容量ベースでいきますと、合計1.1GW程度。したがって、第1ラウンドから今回公募しております第3ラウンドまで、合計約4.6GWということになります。

それとは別に、港湾法に基づいて実施しております、港湾内のプロジェクトもでございます。これは、稼働済、それから着工済みを合わせると、0.5GW程度ということになりますので、トータルとして、今約5GWぐらいまで洋上風力が進んできているという状況でございます。以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。ご説明いただいた内容について、ご質問等があれば伺いますが、よろしゅうございますか。

それでは、次に進みたいと思います。次は、資料2ですね。E E Z展開に向けた残る論点と対応の方向性案についてでございます。

これを事務局からご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、資料2についてご説明いたします。残る論点と対応の方向性案でございます。

1枚おめくりいただきまして、まずは、前回、それから前々回の主なご指摘事項というものでございます。今、投影しております前々回、これは11月15日の会議の主なご指摘事項です。これは、前回の12月25日の会議の中でご紹介しておりますので、詳細は割愛しますが、まずは区域創出の関係でご意見をいただいたのと、それから次のページですけれども、事業者の決定プロセス、それから事業者の選定基準についてもご意見をいただきました。

そして、前回、12月25日に開催した会議の主なご指摘事項でございます。

まず、論点の1ですけれども、これは領海とは異なり、国有財産法が適用されないEEZに対して、事業者にどのような権利付与を行うかというものです。これについては、国連海洋法条約に定められる主権的権利は目的限定的ではあるけれども、領海主権の権利を認めるものであるため、沿岸国の権利がしっかり確保されるように検討していくべき。許可制度が適切。風からのエネルギー生産以外の再エネについても検討してはどうかというご意見をいただきました。

論点2については、これは2段階方式を前提に、具体的にどのような制度を構築すべきかというものですけれども、全体的な方向性に賛同と。それから、一段回目で事業者にどういった情報を求めていくのか検討していくべき。事業を実施する区域が重複した場合の調整が本当にワークするのか。事業者の適格性や価格をどの段階で、どのくらいの粒度で見るのかも検討していくべき。

論点3は、これは募集区域はいかなる考え方にに基づき設定すべきか。例えば、どのような規模、自然的条件や社会的条件を設定する必要があるかというものについては、広過ぎるのもよくない、事業者間の競争を促す観点から、例えば3GW程度にしてはどうか。英国の例としては、出力規模の範囲、これが60から120万kWと設定しており、大規模開発を促しているというご指摘ですとか、あと、公告・縦覧や各省協議について、漁業者の声を丁寧に聞いた上で除外する区域の設定もしていくべきとか、あとJOGMEC、これはセントラル調査ですけれども、洋上風力についても大きな役割を担うことになると思うので、実施体制や予算面等の強化が必要ではないか。それから、系統についても考慮しながら進めていくべき、こういったご指摘をいただきました。

それから、次のページですけれども、論点4でございます。これは、事業者の選定基準に関するものですけれども、EEZになると、海域の状況が分からないなど、条件が厳しいこともあるため、ゼロプレミアム水準の考え方の緩和も必要ではないかとか、あとは、事業規律をどう効かせていくのか、考えていく必要があるのではないかと。それから、イギリスでは、リース料として事業者から費用を徴収しているが、日本では一切お金を取らないことでよいのか。仮の許可を受けた事業者が事業の譲渡をすることも想定されるが、規律を保ちながら進めていくべき。権利付与に際して、規律を保つ観点から権利だけでなく、義務的な

ものを含め、何らかの負担を求めたほうがいいのではないかと、こういったご意見をいただいていたいました。

そして、次のスライドでございます。本日ご議論いただきたい事項でございます。本日は、今投影しておりますように、残る論点としまして、利害調整ですとか、F I T / F I P 制度に関するもの、あとは事業規律に関するものということで、以下にお示ししております論点についてご意見をいただきたいというふうに考えております。

なお、これまで3回にわたって、こういう形で論点をご議論いただいておりますけれども、あくまでこれらの本資料で提示している案は、これは制度の骨格、骨組みであります。したがって、細部の手続きですとか、考え方、段取りといったものは、法の方向性が定まった後に別途検討を継続し、議論していくものでございますので、その点をご認識おきいただきたいと思います。したがって、今日の資料もこれまでと同様なんですけれども、運用に係るところまでは触れておらず、あくまで大枠の部分でしかないという点についてご留意いただければと思います。

その上で、論点5からでございます。こちらは、利害関係者との調整についてでございます。これについては、どのように行っていくべきかというものです。

これは、仮の許可を受けた事業者が、その後の本許可を受けるまでの間に実施するものですが、対応案としまして、E E Z において洋上風力発電を実施していくに当たっては、これは現行制度と同様に、海洋環境の保全、それから海洋の安全、その他の海洋に関する施策との調和を図ることが、これが重要でございます。したがって、利害関係者と発電事業に関し必要な協議を行う協議会、これを組織することとしてはどうかと。

協議会については、国に加えまして、国により仮の許可の付与を受けた事業者も構成員として協議に参加することとして、国を事務局として、構成員については、関係漁業者の組織する団体や学識経験者等とすると。都道府県や関係機関については、E E Z に対する管轄権はないんですけれども、例えば、領海における海底送電線のルートですとか、基地港湾に関する検討状況、これが協議会の議論の中で進捗していきますので、そういう検討状況を踏まえて、構成員として追加していったらどうかと。

三つ目の丸です。募集区域内において活動する漁業者団体等が、仮の許可の付与を受けた複数の事業者と調整することとなった場合、その場合は、当該漁業者団体等による対応コストが増大することが想定されますので、このような場合については、協議会の設置に際して、国が統一的な調整枠組を設けるなどの工夫をします。

四つ目の丸です。協議会では、現行制度と同様に、主に漁業や船舶の航行等との関係から風車を設置しないエリア、工事時期や施工方法に関する条件、事業者が実施する漁業影響調査の内容・共生策などについて議論をしております。こうした協議会が調わない場合は、事業者は発電設備の設置に係る許可を得られない。

最後の丸です。発電設備の設置に係る許可を受けた後であっても、現行制度と同様に、事業者はその事業や漁業影響調査等の実施状況について、協議会に報告し、必要な措置を講じ

ていく必要がある。

続いて、論点6でございます。事業規律です。

調整や開発の途中段階において案件の放棄や売却を前提とした事業実施を防ぐために、どのような措置が必要かというものです。

対応案です。国による募集区域の検討や事業者による発電設備の設置に係る基本設計に使用可能な風況等のデータについては、国費により国が取得するものであるため、発電設備の設置に係る許可を受けた事業者については、その応益負担を求めるとともに、事業者による不当な申請を防止するため、事業者に対する仮の許可の付与や許可の際に事業の適切性について審査するほか、以下の条件を付すことにより事業規律の適正化を図っていくこととしてはどうかとしています。

一つ目は、これは発電設備の設置に係る許可を受けた事業者に対して、セントラル方式による調査に要した費用の負担ですね。それから、二つ目が事業者による保証金等の支払いというものでございます。これは、いずれも現行制度、領海内でやっているものについても同様の措置を講じています。

また、事業を承継する場合には、事業者の適格性等について、一定の基準に基づいて厳格に審査していくというものでございます。

そして最後、論点7でございます。これは、FIT・FIP制度による事業者支援についてでございますけれども、事業の実施に係る許可を受けた事業者、すなわちこれは本許可ですね。設備の設置に係る本許可を受けた事業者について、こうした支援が必要な場合、どのように措置すべきかというものです。

対応案です。許可を受けた事業者がFIT／FIP制度に基づく支援を受けようとする場合、これは再エネ特措法に基づく入札への参加を求めることとしてはどうかと。

これにより、再エネ特措法において供給価格の入札を通じた価格競争を行うことが可能となり、安価に洋上風力発電事業を実施できる事業を決定し、電気の利用者である国民負担の抑制を図ることが可能となる。ただし、事業者がFIT／FIP制度に基づく支援を求めない場合は、この限りではないと。

具体的には、発電設備の設置に係る許可の際にも、事業者に供給価格の提示を求め、再エネ特措法に基づくFIT／FIP入札の上限価格については、今お話をしました、設置に係る許可の際に提示された価格、その価格と設定するなど、より国民負担の抑制につながる仕組みとしてはどうかというふうにしております。

続きまして、11ページ目、次のページでございます。これは、11月以降、今までご説明をしてまいりましたプロセス、フローを図示したものでございます。詳細は割愛いたします。

続きまして、12ページ目でございます。こちらについても、11月にお示しをしました諸外国の例に合わせて、今のフローの案というものが示されたものになっております。

資料の説明については、以上でございます。

○山内座長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答、あるいは自由討議とさせていただきます。

ご意見のある方は、発言の合図として、手挙げ機能、これでお知らせいただければというふうに思います。それから、ご発言なさらないときは、ビデオをオフにさせていただいて、音声をミュートにさせていただくということをお願いしたいと思います。

手挙げの順に従って、こちらからご指名させていただきます。いかがでしょうか。どなたかご発言のご希望はいらっしゃいますか。

飯田先生、飯田委員、どうぞご発言ください。

○飯田委員

飯田です。発言の機会をありがとうございます。まず、資料1のほうで適切にラウンド3に相当する公募を開始したということで、適切かつ着実に進めていただいて、大変ありがとうございますというか、非常に順調かなというふうに考えております。

また、冒頭先ほどこちらのほうの議論になったときに、法全体のことなので、そこは了解しましたということと、基本的な議論の仕方も同意しているんですが、やはり利害関係者との調整は丁寧に進める必要があるかなと思いますので、この論点とともに、深掘りする機会、議論する機会を適切に設けていただけるといいのかなというふうに考えております。

ここからちょっと幾つか質問をさせていただきたいと思いますが、資料のまず論点のというよりも、資料で言うと11ページ目にフローがあるので、こちらで少しお伺いしたいんですけれども、募集区域が指定されて、仮許可がこれが複数の事業者さんに仮許可が出るという認識ですが、それでよろしいですよというのの一つと、この協議会を経て、設置許可、協議会での議論を経て、最終的に協議が調ったことで、設置許可という形になるかと思うんですけれども、この設置許可に至る期間というか、事業者さんによっては時間がかかってしまう事業者さんもいるだろうし、そうでない事業者さんもいるだろうし、そこら辺の時間的な協議のラグというか、差が出たときに、どのように取り扱う予定なのかということが1点ですね。

早く決まっている事業者さんもいたときに、早く実施できるはずだったのに、最終的に引きずられてしまうことにならないかという、その懸念をちょっとどのようにお考えかなというのが1点と、あと、全ての事業者さんが不調に終わっちゃった場合、ここの募集区域の取扱いは、その後はどうしていくのかというところは、ちょっと教えていただけたらなというふうに思いました。

あと、このここでもいいと思うんですけども、このプロセスを経て、各許可ですとか、協議会、設置許可という、このプロセスの中で、どのような権利ですとか、合意が目的になるのかというところが、ある程度クリアになっていったほうが所掌範囲とかも関連するのでよいのかなというふうに思ったんですけども、その辺は法体系の議論とちょっとどのように整理していくのかというのをもしお考えがあれば教えていただきたいということですね。

後は、その前のページのF I T／F I P制度等々の考え方なんですけれども、基本的にはこういうふうにしないと不公平な競争になっちゃうかなと思いつつ、このタイミングですね。これが比較的長期にわたると、為替の影響だとか、そういうところもいろいろと受けてきてしまうんじゃないかなというふうに思います。その辺、何というんですかね、ある程度のフレキシブルに運用できるようなことを想定されているのか、その辺も少し教えていただければというふうに思いました。

最後に、事業規律の中で、各種保障とかそういうことも求めていくことももちろん大事なんですけれども、事業者さんたちが適切に事業が実施できるような支援というの、やはり考えていかなきゃいけないので、この辺は事業者さんとか、業界団体も含めて、少しお話が伺えるように今後考えていただけたらなというふうに思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内座長

はい、ありがとうございました。今のご質問の部分は、極めて基本的に有用な部分なので、これについては確認の意味も含めて、今お答えいただいたほうがいいかも分からないですね。

○事務局

はい、承知しました。今、ご指摘いただいた点についてお答えしたいと思います。

まず、複数の事業者に仮の許可が出るのかということですね。これについては、一つの募集区域の中で、これは前回ですかね、募集区域の考え方についてご議論いただいたときですけれども、一つの募集区域の中で、複数の事業者からまさに仮の許可の申請が出てくることが想定されます。重複した場合には、長期にわたって安定的に事業を実施できるかという観点から、そこはある程度の優先順位をつけていく形になるかと思えますけれども、したがいまして、一つの募集区域の中に対して、複数の事業者に仮許可が出るかと言われれば、それはそのとおりでございます。

それから、設置の許可に至るまでの期間ということですが、これもいたずらに長くその期間を設けてしまうと、これは事業開始に向けたインセンティブがなくなってしまうということもありますので、仮許可と本許可の期間、この間ですね。間の期間については、何らかの上限を設ける必要があるのではないかというふうに考えております。

それから、全て不調に終わった場合はどうするのかということですが、これについては、再募集といった措置を講じていく必要があるというふうに考えております。

それから、その後のご質問、すみません、協議会でどういったことを議論するのかということについては、こちらは先ほどの8ページ目の資料の中の下から二つ目の丸ですね。実際にどういったエリア、具体的に、例えば東経何度とか、北緯何度といったこの地点には風車を設置しないですとか、工事の実施時期ですとか、そういったことについて協議会の中でこと細かく議論していくと。あわせて、漁業影響調査の手法ですとか、漁業振興といった共生策についても議論していくという、これは現行法で行っておりますやり方と変わらないよ

うな形でやっていくということを考えております。

それから、為替影響なども踏まえてというご指摘がございましたけれども、こちらについては、参考でつけております 12 ページ目でございますが、実際、事業者の方が F I T / F I P に係る支援というのを受けようとする場合には、再エネ特措法に基づく入札に参加するわけですが、これは、実際 F I D、最終投資判断する直前に当たりますので、したがいまして、その時点での経済状況というものを、影響を受ける期間が極めて短いような形で行われるということなので、ある意味二段階方式のメリットを受ける形になるかと思っております。

そして、最初にご指摘いただいた件ですけれども、利害調整の話ですね。これは、先生ご指摘のとおりでして、利害関係者との調整は、これは丁寧に進めていく必要があるというふうに我々も考えております。したがいまして、どのようにこれを運用していくのかというところ、これが肝だと思っておりますので、そういう細部のところについて、ここも水産庁とも連携しながら進めていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○山内座長

はい、よろしゅうございますかね。ということで、次、桑原委員、ご発言ください。

○桑原委員

はい、ありがとうございます。事務局におかれましては、取りまとめをありがとうございます。各論点ごとにコメントさせていただきます。

まず、今表示されている論点 5 の利害関係者との調整についてです。大枠の考え方、ハイレベルの考え方としては異論はございませんが、今もお話にございましたように、この利害関係者の範囲や特定方法をはじめ、今後詰めていかないといけないことが非常に多くあると思います。その際に、事業者側の役割の範囲や協議会での調整を行うことで、利害関係者との調整としては完結するといった点も明確になると、事業者側の予測可能性も高まるのではないかと思いますので、引き続きそういった観点も含めてご検討のほうをよろしくお願いいたします。

次に、論点 6 の事業規律についてです。冒頭の青いところがございますように、安易に案件を放棄する、あるいは売却を前提として、権益確保のために動くといった、そういった行為が助長されないような対応は必要だと思いますので、その際に事業者側の対応によっては、保証金等の没収も含めたペナルティを課すといった規律を入れていく必要があると思いますが、一方で、例えば仮の許可を受けて誠実に事業化を進めていたけれども、例えば利害関係者との調整がうまくいかない等、必ずしも事業者側に非がない、やむを得ない事情で事業化ができない場合のペナルティが発生することがないように、ここはうまくバランスを取った規律を及ぼしていく必要があるものと思います。

それから、二つ目のボツのところ、事業を承継する場合には、事業者の適格性等について厳格に審査と書いてございますが、この事業者の適格性の審査というのは、当然、仮の許可を付与する際にも、審査の中に含まれているという趣旨、上のボツのところ、事業の適切

性について審査とありますが、この中には、事業者の適格性の審査も当然含まれていると思っておりますが、念のため確認させていただければと思います。

それから、論点7のF I T / F I Pによる事業者支援についてです。ここは私もまだあまり理解ができていないのですが、二段階方式を取ることに狙いとして、事業者側のリスクを緩和する、仮の許可をもらってしっかり調査をやって、そして最終的に価格を決めるということで、事業者側のリスクの緩和が図られると理解をしております。この場合に、まだ詳細調査に入る前の一段回目で供給価格を一旦出して、これが上限ということになると、事業者側のリスクを抑えるという目的との関係で整合的なのか、また、事業者側としては、仮の許可の段階で高めに価格を出さないと心配だということにもなりそうなので、国民負担の軽減という関係からも、この仕組みが本当にベストなのだろうか、うまくワークするのかなという点を疑問に思っております。もし今の私の疑問について、事務局で既にご検討のことがあれば教えていただきたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内座長

はい、ありがとうございました。

それでは、これ以降、皆さんからご発言いただいて、最終的に最後のところで事務局からコメント、ご回答いただくという形にしたいと思います。

次のご発言者、加藤委員ですね。加藤委員、どうぞご発言ください。

○加藤委員

ありがとうございます。事務局の大変な努力に敬意を払いたいと思います。資料2の論点について二つコメントをします。

まず、論点5について、既にほかの委員からも話があったように、仮の許可を付与した事業者も構成員とするという協議会メンバーの設定方針に基本的に賛同します。下から2番目で見られるように、ほぼ全員の合意がなければ発電設備設置の許可が出ないというルールになっていることからして、構成員の選定が極めて重要になることが予想されます。どのように構成員の範囲を設定するのかは、もちろんケース・バイ・ケースになるとは思いますが、できる限り合理的な方法によって設定されることを望みたいと思います。合意が得られやすいという理由で対象者が選ばれることがあってはならず、本来関係すべき人たちが参加して合意形成がなされるような、構成員の設定方法を望みたいと思います。

二つ目は、論点6についてです。二つ目のポチに関するコメントですが、領域内のケースでは、洋上風力発電の黎明期の措置として、多様な事業者に機会を与えるという観点が事業者選定の際にあったと記憶しておりますが、これが今回の継承時点において、どのように適用され得るのでしょうか。こうした方針をある程度明確にしておかなければ、将来の不確実性を高めてしまって、予見性が下がるのではないかと感じました。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。

それでは、次、大串委員、どうぞご発言ください。

○大串委員

はい、ありがとうございます。もう既に論点5のところで皆様から出ていると思うんですが、EEZになってきますと、どこまでの方たちを利害関係者とすべきか、特に漁業者の方に関しては、そこと、海峡を通るだけで利害関係者なのかとか、いろいろと分からないところが生じてくると思いますので、法定協議会のメンバー選定をどうしていくか、そこに国がどう関与していくのか。また地方自治体も今回は領域外ということで、固定資産税等も発生しませんし、関連の都道府県など、複数のところに関わって、法定協議会を構成していくときに、やはり国のイニシアティブが必要なのではないかなと思っておりますので、どういうふうにこの法定協議会を構成されていくのかというところを1点教えていただきたいと思います。

2点目ですけども、事業者への規律に関してですけども、当初は、英国のリース方式などを念頭に置いておりましたが、電気料金への影響ということで、今回も保証金での規律を設定していきたいということで、それには賛同したいと思います。

あともう1点だけ、イグジット問題で、先ほど桑原先生のほうからも出ましたけれども、事業者によっては、最初から売却目的で参画するということはないにしても、やはりどこかのタイミングで抜けなければいけないというときに、どのプレイヤーが退出して入れ替わると問題になるのかというところを今回の領域内でも設定されていたと思いますが、そこら辺も明確にしていきたいと思います。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。

それでは、次は原田委員ですね。どうぞご発言ください。

○原田委員

はい、ありがとうございます。私からも各論点で一つずつコメントさせていただきたいと思います。

まず、論点5の協議会についてです。これは、ちょっと確認をさせていただきたいという点ですけども、こちらの書きぶりでは仮許可されたプロジェクトごとに協議会が設定されるというふうに読めるんですけども、エリア内で複数プロジェクトが検討されるような場合については、漁業者等の利害関係者が重複する。また、基地港湾の想定が重なるというような場合があると思われますし、また、プロジェクトの位置関係によっては、海底送電線や変電設備を共通して利用することがより効率的であるということも想定されます。その点から、エリア内の調整をする、プロジェクトごとのみだけではなく、全体の調整をするような別途の仕組みもお考えかと思うんですけども、これも想定した協議会ということなんでしょうかということを確認させてください。

次に、論点6でございます。事業規律に係る費用負担、保証金という点ですが、実際にか

かった費用を負担いただくというのは当然かと思います。ただ、保証金のレベルについてはよく吟味する必要があると考えます。昨年、英国のラウンド4のプロジェクトでペナルティを負担してまで中止された例や、北米でもオーステッドやシェルが高額なペナルティを払って、開発中の案件から撤退したという例もございます。このように、技術的にも、財務的にも非常にキャパシティが高いという事業者でも、例えば、いろんな状況の変化で採算が取れないことが見込まれたり、それに対して政府との調整がつかない場合は、経営判断として撤退するということもあり得るということです。

ですので、過度に懲罰的なペナルティを課すというのがどうかという是非はありますけれども、ただ一方のプロジェクトが白紙に戻ってしまったり、仮に途中の事業を継承する事業者が出てくる場合でも、結果的には運転開始が遅れますし、ひいては、目標達成が遅れるということになるので、それをどのように保証金に盛り込んでいくのかというのは、よく吟味する必要があるかなと考えております。

論点7です。この事業者支援、やはり初期には何らかの形で事業者支援が必要だということとは当然かと思っています。ラウンド2の今回の結果を見るに、F I Pのゼロプレミアム価格で入札した事業者が多かったと見てとれます。これはF I Pからの収入に頼るのではなく、コーポレートP P Aを収入の柱にしているということが推察されます。もちろんそれ自体が問題ということではないんですけれども、P P Aの目的というのは、再エネ電源の非化石価値ということが目的であって、それが領海内の比較的離岸距離が短い着床案件でも、また今回議論している、リスクやコストが当然高くなるだろうと思われるE E Zの浮体の案件でも非化石価値ということに差異はないので、その意味ではコストが下がってくるまでE E Zの案件は競争力を発揮できないことも考えられます。

ですので、少なくとも初期の段階では、プロジェクトの一定の利益が生じるような形で、事業者にそういうベネフィットというか、インセンティブを与えるような設計が必要かというふうに考えております。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございました。

今の原田委員で発言ご希望の方はご発言いただきましたが、追加的にどなたかいらっしゃいますか。どうでしょうかね。

実は、今日欠席の石原委員、片石委員、菊池委員からもコメントをいただいておりますので、これは事務局のほうで読み上げていただけますでしょうかね。

○事務局

はい、承知しました。

それでは、まず石原委員からいただいたコメントを読み上げます。

まず、E E Z展開に向けて残る論点と対応の方向性案について賛成です。5番と6番については、特に意見がありません。これは、論点5と論点6を指していると思います。

論点7の許可を受けた事業者への支援では、再エネ特措法に基づくF I T／F I P入札

の上限価格については、①において当該事業者が提示した額を設定するとありますが、仮許可を受けてからかなりの年月を経ていることが考えられますので、再エネ特措法に基づくFIT/FIP入札の上限価格は、最終的に許可を受けるときの国が決めた上限価格と①において当該事業者が提示した額の低いほうを設定したほうがよいのではないかと考えていますという、そういう意見をいただいております。

それから、続きまして、片石委員です。

片石委員からは、参考、これは11ページの参考についてでございます。現行制度と並べる形で、EEZでのプロセスが示されていますが、このプロセスは、漁業に関しては、水産庁や漁業関係者との協議を行い、誰がステークホルダーなのか、そして想定される問題や課題はあるのか、それを踏まえた上で決めていくべきだと考えます。

具体例として、12月25日の委員会で述べたように、EEZでの案件形成においては、広域で回遊する魚を対象にする漁業資源調査や漁業動向調査が必要になるという課題があり、漁業者、漁業団体が複数の事業者と案件ごとに交渉することによる混乱が発生するという課題があります。これに対し、EEZのプロセスにおいては、セントラル制度に基づく風況・海底地盤調査に回遊資源の漁業影響調査を入れることで課題に対応し、①と②の間には、国主体による一体的調整を行うことで、案件ごとの交渉による漁業者の混乱を低減することができると考えます。

二つ目のご意見をいただいています。論点5についてですけれども、利害関係者との調整は、事業者が仮の許可を受けた後のことなので、繰り返しになりますが、EEZにおいて洋上風力発電を実施していくに当たっては、その前段階として、上述したプロセスが必要だと考えます。それを踏まえ、3点目については、案件ごとに調整することとなり、現行制度と何ら変わりなく、漁業関係者が複数の募集区域の関係者と調整が必要になるので、問題解決にならないのではないのでしょうか。

4点目については、事業者が案件ごとに実施する漁業影響調査では、回遊性魚類を捕獲対象とする漁業への影響や、漁業資源調査が広域的にできていないので、適当ではないと考えます。

EEZの事業では、区域設定から事業者決定までは円滑に進むように、国が主体になり、関係省庁や関係団体と協議を行って、想定される利害関係者や課題を踏まえながら、時間をかけてプロセスを決めていくべきだと考えますというご意見です。

そして、最後、菊池委員からのご意見です。

ご提案内容については、全般的には了解しました。資料2の12ページにあるように、協議会で議論し、設計が完了したところで最終的な許可を出すという方針もよいと思います。論点5の利害関係者との調整については、幾つか難しい課題が残っているように感じます。特に利害関係者を特定していくのか、協議会が紛糾した場合に、協議会をどの程度維持することになるのかが気になりました。

②の協議会が紛糾した場合の協議会の維持の程度については、案件ごとに協議会維持期

間が変わることはあるのだろうという気はしますが、何らかの目安があると、関係者は助かるのではないかという気がしますと、そういうご意見をいただいております。以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。委員からの意見も含めて、今ご発言ということになります。

それでは、全体について、事務局からコメント、あるいはご質問もございましたので、その辺についてご回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局

はい、どうもありがとうございます。ちょっと順不同になってしまうかもしれませんが、ご回答できればというふうに思います。

まず、桑原委員からご意見をいただきました。事業者の予見可能性も含めて、利害関係者の範囲ですとか、特定方法を今後詰めていく必要がありますねというご指摘です。こちらについては、今後細部を議論していく際にしっかり考慮してまいりたいと思います。

それから、保証金の没収ですけれども、それについては、現行制度についてもこちらは一昨年ですかね、この洋上ワーキング合同会議の中で、運転開始のタイミングの評価を議論する際に、この保証金没収についてのご議論もさせていただきましたが、現行制度上も発電事業を中止したこととか、それから再生可能エネルギー電気特措法、再エネ特措法ですね。再エネ特措法の認定を取得しなかったことといったようなこと、それから、後は公募の参加に当たりまして、談合等の不正行為が行われたこと、こういったものを保証金の没収事由というふうにして設定しております。

一方で、この保証金没収の免除の対象範囲というのも整理をされておりまして、例えば、激甚災害で直接被災した場合とか、武力行使による直接の被害ですとか、非常災害時における緊急措置、これは再エネ海域利用法の現在の第23条に基づくものですが、そういった場合には免除されますということにしております。したがって、今後、この細部運用を考えていく中で、同じようにご議論、検討していければというふうに考えています。

それから、承継の際の審査でございますが、承継の際の審査については、当然これは事業者の適格性についても含めて審査していく必要があるというふうに考えております。

それから、上限価格の件ですね。二段階方式のメリット、事業者側のリスクを下げるという観点がある中で、ここの上限価格をどのように考えていくかというものでございますけれども、仮許可時点の供給価格の提示というものは、これは適正な開発能力を見る観点からの指標として考えております。基本的に、FIT/FIP入札に参加するタイミングでは、詳細設計が完了しているので、より精緻な計画となると。価格がより精緻か、低減していく方向になると想定しておりますので、その上で、FIT/FIP入札の中での競争性について、価格低減がさらに図られることも可能であると考えておりますけれども、具体的なこの運用については、今後よく検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、加藤委員からご指摘いただいた点でございます。協議会の設定についてでございますけれども、これはおっしゃるとおりでして、合意が得られやすいかどうかという観点ではないです。そうではなくて、細部運用を進めていく上で、どういう形で利害関係者の方を特定していくのがよいのかというのは、この細部運用を詰めていく段階で水産庁ともよく連携して議論して進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、大串委員からも同様のご意見をいただきました。このメンバー選定については、今お話ししたとおりでございますけれども、国がしっかりイニシアティブを取って、関係省庁である水産庁とも連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。この法定協議会の設置は、これは国になります。現在想定しておりますのは、経産省、国交省でございますけれども、この国が設置をして、しっかり国が関与しながら、イニシアティブを取りながら、協議会を進めてまいります。

それから、イグジットの話がございました。先ほどの桑原委員のご指摘と関係してきますけれども、当然これは事業者の適格性についてもしっかり見てまいります。

それから、原田委員からご指摘いただいた点でございます。まず、一つ目のところで、募集区域とそれから募集区域の中で仮の許可を受ける事業者の方々が複数いる中で、どのように協議会を回していくのかと。特に、重複する漁業関係団体ですとか、あと港湾の同一性、変電設備の共用化といった観点から、どのように効率的に運用していくのかという、これは大事なポイントだなと思っております。一つの考え方としましては、募集区域一つに対して一つの協議会、ただし、その下に例えば、各仮の許可を受けた事業者ごとの分科会を設定するというような、そういう構成を検討しております。そうすることによって、例えば、仮の許可を受けた事業者によらず、同じように共通して検討していける内容、例えば、漁業団体が同じですとか、後は、港湾が同じですとか、変電設備を共用化できますというものについては、その募集区域一つに対して設置する一つの協議会の中で、共通して議論していくということがあり得るのではないかとというふうに考えております。この辺りも運用の中でどのように進めていくか検討してまいりたいと思います。

それから、保証金の規模についてですけれども、これはよく精査していく必要があるかと思っております。これは、先ほどもコメントさせていただきましたけれども、運転開始の時期についての議論をさせていただいた一昨年のこの洋上ワーキング合同会議の中でも議論させていただきました、これはペナルティのあり方もセットで議論しましたけれども、この過去の洋上ワーキング合同会議でご議論いただいたのと同様に、運用を考えていく際に検討してまいりたいと思います。

それから、最後にご指摘いただいた点でございますけれども、再エネ電源の非化石価値が今のコーポレートPPAの方々が目的になっているという中で、着床案件とEEZでの案件というものについては、何らかの差異を設けていく必要があるのではないかと、特にコストが下がるまでというご指摘だったと思いますけれども、ご指摘の観点もあろうかと思います。他方で、EEZになりますと、これはエリアの広さが恐らく領海内よりは広がっている

くということ、それから風速が上がります。風車の場合は、風速の3乗でパワーが上がってきますので、したがってビジネス性も向上するという観点もございます。そういった点も両面含めて、今後入札のあり方の制度について、詳細を検討していく中で検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうかね。大体お答えいただいていると思います。何かありましたら、また後ほどということで。

ここで、來生委員長から、全体を通じてコメントをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○來生委員長

來生でございます。全体としてといたしますか、総論としては、ご提案のような形で進めるということについて、私も異論はございません。

その総論としてオーケーで、多分これから各論の具体的設計という段階になると、なかなか皆さんご指摘のような問題が出てくるのかなという気がして、各論の設計をどうするかということがまた大事なんだろう。その中で、多くの点については、今日皆さんがご指摘されているように、利害関係者の問題とか、手続きの問題とか、いろいろとあり得るというふうには思います。

今日、ご指摘がなかった点で1点、前回石原委員から一切お金を取らないことでよいのかと。イギリスでリース料という形で取っているということとの関係でというご指摘があつて、ちょっと気になった点があつて、要するに、設置の許可ということを前提に制度を組んでいく。それはそれでよいのですが、そのときに領海内でのお金の取り方とバランスを取る。排他的経済水域での発電活動のインセンティブを与えるのか、ディスインセンティブを与えるのかという別の視点もあるんですけども、何らかの形でお金を取る。事業をみんなのものである、排他的経済水域という海を事実上特定の人が占用して、そして長期にわたって営利行為をするということですから、何らかの形でお金を取っていくということは、国内と同じようにすべきだということなんですけれども、そのときに占用許可ではないという論理構成を取るときに、お金を取る、何というんでしょうね、論理、営業の許可ということと、課金をする根拠をどう説明をするのかとか、それから、その金額をどう算定するのかと、そういう問題も残るのかなという気がいたしております。

私からのコメントは以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございました。今の点も非常に重要な点かと思っております。

それで、本日、前回の積み残しといったらなんですけど、前回、いろいろとご議論をいただいた点から残る論点について、対応の方向性案について、ご意見等をいただきましたのですが、全体を通じて、事務局から何かございますか。

○事務局

ありがとうございます。

今、來生先生からいただいた点ですね、まさに保証金の規模を議論する際にも視点として入れていかなければいけないポイントだというふうに考えておりますので、また、細部の議論をしていく際に、ご意見をいろいろと賜ればというふうに思いますし、あと、これまで11月からE E Z展開に向けた制度に関するコメントをいただいてまいりましたけれども、一度これまでいただいたコメントも踏まえまして、この審議会で使いました資料に追記等の修正を行いたいというふうに考えています。その上で、委員の先生方にご確認いただくプロセスを設けられればというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。今、事務局からお話ございましたが、委員のご意見をもとに、これまでの説明資料の追記等を行っていただく。ここら辺が必要ではないかなというふうに思っております。

大体本日のご議論を伺いましたけれども、基本におおむね方向性には異論がないということをご皆さんがご主張されているということだと思いますので、そのような作業をしていただくということ、そして、次回については、今までの資料の何と申しますか、リバイズということでもありますので、書面審議ということにさせていただきたいと思うんですけれども、よろしゅうございますか。

3. 閉会

○山内座長

はい、ありがとうございます。異議なしということで受け取らせていただいて、そのような手続きを進めたいというふうに思います。全体を通じてよろしゅうございますかね。

それでは、以上をもちまして、本日の合同会議、これを閉会とさせていただこうと思います。

本日もご多忙中のところ、ご熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。